

事業者の各種届出について

届出	提出期限	留意点
変更届	変更から 10 日以内	事実発生日ごとに作成すること
休止・廃止	休止・廃止日の 1 か月前	事前に連絡・相談すること
再開	再開後 10 日以内	事前に連絡・相談すること
加算に関する届出	【居宅系】前月 15 日 【施設系】当月 1 日	取下げの場合は速やかに提出すること

【提出方法】

- ・ 電子申請届出システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・ メール

kaigo@city.komoro.nagano.jp

- ・ 郵送

- ・ 窓口持参

介護保険制度は法改正や解釈変更が頻繁にあり、届出様式も随時更新しています。届出書提出の際には、小諸市ホームページを確認し、最新の様式にて作成をお願いします。

様式掲載ページ

トップページ＞小諸市オフィシャルサイト＞暮らし・手続き＞
高齢者福祉・介護保険＞介護保険＞

地域密着型サービス事業所向けページ(指定申請・届出)

https://www.city.komoro.lg.jp/official/kurashi_tetsuzuki/koreishafukushi/kai_gohokenseido/6460.html

居宅介護支援事業所向けページ(指定申請・届出等)

https://www.city.komoro.lg.jp/official/kurashi_tetsuzuki/koreishafukushi/kai_gohokenseido/6464.html

1 指定内容の変更に係る届出について

変更届の提出が必要な内容

事業所（施設）の名称及び所在地	
申請者の名称	
主たる事務所の所在地	
法人等の種類	
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	
登録事項証明書又は条例等	当該事業に関するものに限る
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
運営規程	
協力医療機関・協力歯科医療機関	【小多機】【グループホーム】【特養】
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	【小多機】【グループホーム】
本体施設、本体施設との移動経路等	【特養】サテライト型の場合のみ
併設施設の状況等	【特養】
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	【定巡】
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	【小多機】【グループホーム】【特養】 【居宅】

※【 】内は提出が必要なサービス種類 記載がない項目は全サービス提出必要
小諸市の指定事業者がないサービス種類は記載省略

提出書類

別紙様式第二号（四）変更届出書

添付書類（変更届への標準添付書類一覧のとおり）

提出期限

変更があった日から 10 日以内

何らかの理由により提出が遅れた場合は遅延理由書（任意様式）を添付すること

2 事業の廃止、休止および再開に係る届出について

提出書類

別紙様式第二号（三）廃止・休止届出書

別紙様式第二号（五）再開届出書

提出期限

廃止または休止：廃止・休止の1か月前まで

再開：再開後10日以内

〈注意〉

利用者の保護のため、事業の廃止・休止時に利用者が希望した場合は、継続的なサービス提供のための便宜の提供が義務づけられています。他の介護サービス事業所への照会や適切な引き継ぎ等を行ってください。

再開にあたっては事前の相談をお願いします。また、人員配置等に変更がある場合は、変更届も提出してください。

3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

提出が必要な内容

- ・ 各種加算の算定を開始または終了する場合
- ・ 人員欠如等、減算要件に当てはまる状況が生じた場合、解消した場合
- ・ 介護給付費の割引を開始または終了する場合、割引率を変更する場合

提出書類

- ・ (別紙 3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ (別紙 1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ サービス種類ごとの当該加算に係る添付書類

提出期限

サービスの種類	提出期限
【居宅系サービス】 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 【居宅介護支援】	加算適用月の前月 15 日まで (16 日以降に提出された場合は 翌々月からの算定となります)
【施設系サービス】 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護	加算適用月の 1 日まで (2 日以降に提出された場合は翌 月からの算定となります)

〈注意〉

体制等状況一覧表は、変更する項目が分かるように該当箇所にマーカーで色付けしてください。変更しない項目については、現在の届出内容を記入してください。

新たに「介護職員等処遇改善加算」を取得する場合は、上記届出に加えて、加算を取得する月の前々月の末日までに介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書の提出が必要です。